

有害図書類(暴力団関係雑誌)の指定に係る認定基準について(抜粋)

【全国の概況】

- 1 条例の「犯罪(非行)を誘発」を受けて、基準において「暴力団(暴走族等)」を規定し、それに基づき有害指定している県は、3県(①群馬県、②福岡県、③岩手県)
- 2 条例の「粗暴性」を受けて、基準において「暴力団」を規定し、それに基づき有害指定している県は、2県(④埼玉県、⑤大分県)
- 3 条例の「粗暴性」を受けて、基準において「暴力」を規定し、それに基づき有害指定している県は、5県(⑥秋田県、⑦山梨県、⑧岡山県、⑨香川県、⑩佐賀県)
- 4 基準は設けず、条例の「粗暴性」又は「犯罪を誘発」に基づき、有害指定している県は、1県(⑪和歌山県)

愛知県	条例	・著しく残虐性を有するもの	認定基準 ア 殺人、傷害、暴行を陰惨な表現をもって描写、表現したもの。 イ 私刑、ごう問を刺激的に描写、表現したもの。
		・自殺又は 犯罪を誘発するおそれがあるもの。	
	条例	・自殺又は 犯罪を誘発するおそれがあるもの。	認定基準 ア 自殺又は犯罪の手段、方法を詳細又は刺激的に描写、表現したもの。 イ 暴走行為に関連する犯罪を肯定し、かつ勧めそそのかすような描写、表現したもの。
		・著しく残虐性を有するもの	

1 条例の「犯罪(非行)を誘発」を受けて、基準において「暴力団(暴走族等)」を規定し、それに基づき有害指定している県(但し、岩手県は、指定の実績なし)

① 群馬県	条例	・著しく青少年の 粗暴性 又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの	認定基準 1 暴力 を肯定するもの 2 殺人、暴力など殺傷による肉体的苦痛(拷問、私刑を含む。)を刺激的に描写、表現したもの 3 手段、方法、凶器等を詳細に描写、表現したもの 4 肉体(死体を含む。)の切断、損壊の状況、経過を詳細かつ具体的に描写、表現したもの 5 動物の虐待を描写、表現したもの 6 著しく粗暴性又は残虐性を助長する情報を容易に入手させるおそれのあるもの 7 その他著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長するもの	「図書名」出版社
		・著しく青少年の 犯罪 又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの		
	条例	・著しく青少年の 犯罪 又は自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの	認定基準 1 法令や社会的道徳を否認又は軽視したもの 2 犯罪や自殺を容認、正当化したもの 3 犯罪や自殺の手段、方法を詳細かつ具体的に描写、表現したもの 4 暴力団、暴走族等 の反社会的団体や人を容認し、又は英雄視したもの 5 著しく犯罪又は自殺を誘発させる情報を容易に入手させるおそれのあるもの 6 その他著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発するもの	「実話ナックルズ8月号」 ミリオン出版(株)
		・著しく残虐性を有するもの		

②	福岡県	<p>・青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの</p>		<p>「実話時代(8~12月号)」(株メディアボーイ 「実話ドキュメント(8~12月号)」(株竹書房 「実話時報(6・8・9・11・12月号)」(株竹書房 「六代目山口組 司忍組長」(株竹書房</p>
		<p>条例</p>	<p>認定基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戦争又は暴力団など暴力を指向・容認する団体を賛美するもので、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの 2 残虐な殺人場面や殺傷による肉体的苦痛(集団拷問、私刑を含む)を刺激的に表現したもので、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの 3 社会道徳や法律に反する暴力を容認し、かつ賛美するような刺激的な表現を用いたもので、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの 4 犯罪の手口を詳細に掲載し、又は説明するなど、その手段を教示する結果を招くおそれのあるもので、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの 5 売春、公衆道徳上有害な業務又は行為に勧誘する等、性非行若しくは性被害を誘発・助長するおそれのあるもので、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの 6 (1)から(5)までに掲げるものの他、青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長するおそれのある表現を用いたもので、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの 	
③	岩手県	<p>・著しく青少年の粗暴な行為又は残虐な行為を誘発、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p>		<p>暴力団関係雑誌を有害指定した実績はない。</p>
		<p>条例</p>	<p>審査基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会道徳に反する暴力を容認し、又は讚美するような表現、描写をしているもの 2 処刑等残虐な行為の場面又は殺傷による肉体的苦痛若しくは言語等による精神的苦痛を刺激的に表現、描写しているもの 3 凶悪な犯罪その他反社会的行為の準備、実行行為の手段、方法等を詳細かつ刺激的に表現、描写しているもの 4 肉体(死体を含む)の切断、損壊の状況、経過を詳細かつ具体的に描写、表現しているもの 5 動物の虐待を描写、表現しているもの 6 人に残虐な行為を擬似的に体験させるもの 7 その他著しく青少年の粗暴又は残虐な行為を誘発助長するおそれの強いもの 	
		<p>条例</p>	<p>審査基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 刑罰法規に触れる行為又は自殺の手段を、模倣できるように詳細かつ具体的に表現、描写しているもの 2 刑罰法規に触れる行為又は自殺を肯定若しくは賛美し、かつ、勧めそそのかすような表現、描写をしているもの 3 暴力団、暴走族等の反社会的団体や人を容認し、又は英雄視するような表現、描写をしているもの 4 人に刑罰法規に触れる行為を擬似的に体験させるもの 5 その他著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発助長するおそれの強いもの 	

2 条例の「粗暴性」を受けて、基準において「暴力団」を規定し、それに基づき有害指定している県

④	埼玉県	<p>・青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p>		<p>「実話時報7月号」(株)竹書房 「実話時代8月号」(株)メディアボーイ 「実話ドキュメント8月号」(株)竹書房 「六代目山口組司忍組長」(株)竹書房</p>
		<p>条例</p>	<p>認定基準 ア 残虐な殺人的場面を過度に描写表現したもの イ 殺傷による肉体の苦痛を詳細に描写表現したもの ウ 拷問、死刑の場面を刺激的に描写表現したもの エ 殺傷、暴力の行使の方法を詳細に扱い、その手段を教示する結果に帰するもの オ <u>暴力団</u>など暴力を指向・容認する団体を賛美したもの カ アからオに掲げるもののほか、暴力場面を扱い、かつ、それを賛美したような印象を強く与えるもの</p>	
⑤	大分県	<p>・青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p>		<p>「実話時報6月号」(株)竹書房 「六代目山口組司忍組長」(株)竹書房</p>
		<p>条例</p>	<p>認定基準 ア 犯罪や自殺を容認し、又は賛美したもの イ 犯罪や自殺の手段、方法を詳細に描写し、犯罪や自殺が安易に可能なように表現したもの</p>	
⑤	大分県	<p>・著しく粗暴性又は残虐性を植え付けるもの</p>		<p>「実話時報6月号」(株)竹書房 「六代目山口組司忍組長」(株)竹書房</p>
		<p>条例</p>	<p>認定基準 ア 戦争又は<u>暴力団</u>など暴力を指向、容認する団体を賛美するもの イ 社会道徳や法律に反する暴力を容認し、かつ賛美するような表現をしているもの ウ 殺人、強盗、強姦、放火、暴行、傷害、脅迫、恐喝等を肯定し、又は英雄視させるような表現をしているもの エ 殺人、強盗、強姦、放火、暴行、傷害、脅迫、恐喝、処刑等の場面、肉体的苦痛又は言語等による精神的苦痛を刺激的に表現しているもの オ 死刑、拷問、虐待等を刺激のかつ陰惨に表現しているもの カ ア～オまでに掲げるものの他、青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長するおそれのある表現を用いたもの</p>	
⑤	大分県	<p>・著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発するもの</p>		<p>「実話時報6月号」(株)竹書房 「六代目山口組司忍組長」(株)竹書房</p>
		<p>条例</p>	<p>認定基準 ア 犯罪又は自殺を讚美し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくはそそのかすような表現をしているもの イ 犯罪又は自殺の手段方法を、模倣可能なように詳細かつ具体的に表現しているもの</p>	

3 条例の「粗暴性」を受けて、基準において「暴力」を規定し、それに基づき有害指定している県

⑥	秋田県	<p>・著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発、又は助長するもの</p> <p>条例 審査基準</p> <p>ア <u>暴力</u>を肯定し、不当に賛美するような演出、描写、表現をしているもの イ 殺人、傷害、暴行、処刑等の殺傷による肉体的苦痛、又は精神的苦痛を陰惨又は刺激的に演出、描写、表現をしているもの ウ 人に残虐的な行為を擬似的に体験させるもの</p>	<p>「実話ドキュメント9月号」(株)竹書房 「実話時報9月号」(株)竹書房 「劇画マッドマックス12月号」(株)コアマガジン</p>
		<p>・著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発するもの</p> <p>条例 審査基準</p> <p>ア 刑罰法令に触れる行為又は自殺を賞賛し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくはそそのかすような演出、描写、表現をしているもの イ 刑罰法令に触れる行為又は自殺の手段、方法等を模倣できるように詳細又は刺激的に演出、描写、表現をしているもの ウ 人に刑罰法令に触れる行為を擬似的に体験させるもの</p>	
⑦	山梨県	<p>・甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの</p> <p>条例 認定基準</p> <p>ア 法律や社会道徳に反する暴力を容認し、かつ、賛美するような表現描写をしているもの イ 残虐な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的精神的苦痛を刺激的に表現若しくは描写しているもの ウ 殺人、傷害、暴行等の準備又は実行行為の手段若しくは経過を詳細かつ刺激的に表現描写しているもの エ 人に粗暴又は残虐な行為を擬似的に体験させるもの オ その他表現描写が、アからエと同程度に粗暴性又は残虐性を助長するもの</p>	<p>「実話ドキュメント7月号」(株)竹書房 「実話時代10月号」(株)メディアボーイ</p>
		<p>・著しく自殺若しくは犯罪を誘発するもの</p> <p>条例 認定基準</p> <p>ア 自殺又は刑罰法規に触れる行為を賛美し、又はこれらを行うことについて興味関心を喚起させる表現をしているもの イ 自殺又は刑罰法規に触れる行為の手段を、模倣できるように詳細に、又は具体的に表現描写しているもの ウ 人に刑罰法規に触れる行為を擬似的に体験させるもの</p>	
⑧	岡山県	<p>・著しく粗暴性又は残虐性を助長するもの</p> <p>条例 基準</p> <p>ア 社会道徳、法律等に反する暴力を容認し、又は賛美する表現描写をしたもの イ 残忍若しくは陰惨な殺人、暴行、(動物を殺傷し、又は殴打する行為を含む。ウにおいて同じ。)、傷害、処刑等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現描写したもの ウ 殺人、暴行、傷害等の準備又は実行行為の模倣をしようとするような表現描写を詳細かつ刺激的にしたもの エ その他表現描写が、ア、イ又はウと同程度に粗暴性又は残虐性を助長するもの</p>	<p>「実話時報(4・6・10月号)」(株)竹書房</p>
		<p>・著しく自殺または犯罪を誘発するもの</p> <p>条例 基準</p> <p>ア 殺人、傷害、強かん、窃盗その他の刑罰法令に触れる行為(イにおいて「刑罰法令抵触行為」という。)を行うよう唆すような表現描写をしたもの イ 刑罰法令抵触行為(これを直接の目的とする準備行為を含む。)の手段又は実行行為に至る経緯を詳細かつ具体的に表現描写し、青少年が模倣するおそれがあると認められるもの ウ 自殺を肯定し、又はその手段若しくは実行行為に至る経緯を詳細かつ具体的に表現描写し、自殺を誘発するおそれがあると認められるもの エ その他表現描写がア、イ又はウと同程度に自殺又は犯罪を誘発するもの</p>	
		<p>・著しく心身の健康を害する行為を誘発するもの</p> <p>条例 基準</p> <p>ア 入れ墨その他の自傷行為を殊更に美化し、又は肯定した表現描写をし、青少年が模倣するおそれがあると認められるもの イ 違法ドラッグその他のその使用により心身に重大な影響をもたらすおそれがある薬剤等の副次的作用としての精神的高揚等を殊更に強調した表現描写をしたもの ウ 極度の恐怖、精神的錯乱又は自暴自棄の状態に陥らせるような表現描写をし、青少年を相当不安定な精神状態にさせるおそれがあると認められるもの エ その他表現描写が、ア、イ又はウと同程度に心身の健康を害するような行為を誘発するもの</p>	

⑨	香川県	・甚だしく 粗暴性 を助長するもの		「実話ナックルズ9月号」 ミリオン出版(株) 「実話時代9月号」(有) 創雄社 「実話ドキュメント9月号」(株)竹書房
		条例	認定基準 1 生命を軽視し、社会道徳や法律に反する 暴力 をことさら容認し、かつ、賛美するような描写をしたもの 2 残虐な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面や殺傷による肉体的苦痛又は言語等による精神的苦痛を刺激的に表現、描写したもの(ごう問、私刑、虐待を含む。) 3 殺人、傷害、暴行等反社会的行為の準備又は実行行為の手段・経過を、詳細かつ刺激的に表現、描写したもの 4 その他素材、描写、表現等が甚だしく 粗暴性 を助長するもの	
⑩	佐賀県	・著しく青少年の 粗暴性 若しくは残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの。		「実話ドキュメント8月号」(株)竹書房 「漫画実話ナックルズBLACK裏社会マネー白書」ミリオン出版(株)
		条例	認定基準 ア 殺人、自殺、強盗、強姦、放火、傷害、暴行、脅迫及びこれに類する社会道徳や法律に反する 暴力 を容認し、かつ、賛美するような描写表現をしているもの。 イ 殺人、傷害、処刑、残虐及びこれに類する肉体的若しくは精神的苦痛を詳細かつ刺激的に描写、表現するなど、その場면을残忍に描写、表現しているもの。 ウ 殺人、傷害、暴行、強盗その他反社会的行為の準備、実行行為を模倣可能なように詳細かつ刺激的に描写、表現しているもの。	

4 基準は設けず、条例の「粗暴性」又は「犯罪を誘発」に基づき有害指定している県

⑪	和歌山県	条例 ・著しく性的感情を刺激し、著しく 粗暴性 若しくは残忍性を助長し、 犯罪を誘発 し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるとき	「マッドマックス10～12月号」(株)コアマガジン 「実話ドキュメント11・12月号」(株)竹書房
---	------	---	--